

札幌大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 札幌大学大学院（以下「本大学院」という。）は、札幌大学学則第3条の規定に基づき、学問の自由を基礎に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、教育研究成果を広く社会に提供することにより、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 大学院の組織

(大学院の組織)

第2条 本学に、地域・文化学研究科（以下、「研究科」という。）文化学専攻（以下、「専攻」という。）を置く。

(大学院長)

第3条 大学院に大学院長を置く。

2 大学院長は、学長が推薦し、理事長が任命する。

3 大学院長は、学長が指名する副学長が兼ねることができる。

(研究科長)

第4条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、大学院長が候補者を選出し、その結果を踏まえ、札幌大学学長が推薦し、理事長が任命する。

第3章 課程、研究科、専攻、目的、収容定員

(課程)

第5条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養うことを目的とする。

(研究科の教育目標及び人材育成の目的)

第6条 本大学院に設置する研究科の教育目標及び人材育成の目的は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教育目標及び人材育成の目的
地域・文化学研究科	文化学専攻	「人類の共存」「人類と自然の共生」という今日的課題に応えるべく、「共生と調和」を教育理念とする。この教育理念を実現させるため、斬新な創造力、比較文化的視野に立った批判力、トータル的な表現力という三つの能力を備えた人材を養成すること。

(研究科、専攻及び収容定員)

第7条 本大学院において設置する地域・文化学研究科文化学専攻の入学定員は10人、収容定員は20人とする。

第4章 職員組織

(教職員)

第8条 本大学院の職員組織に関する規定は、札幌大学学則に定めるもののほか、別に定める。

第5章 研究科委員会

(研究科委員会)

第9条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長、大学院長及び研究科の専任教員をもって組織する。

- 3 研究科委員会は、学長が招集し、議長を務める。
- 4 学長は、研究科委員会における職務の補佐役として、副議長を指名することができる。
- 5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。
 - (1) 研究科の教育課程に関する事項
 - (2) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、復籍、転入学、再入学、及び賞罰に関する事項
 - (3) 学位の授与、卒業及び課程の修了
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、研究科の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教育研究に関する重要な事項
- 6 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長が定める教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べる。
- 7 学長は、研究科委員会における職務を大学院長又は研究科長に代行させることができる。
- 8 学長は、必要に応じ、学長が指名する職員をオブザーバーとして参加させることができる。
- 9 研究科委員会に関する必要事項は、別に定める。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 前項に関する授業及び研究指導の方法及び内容並びに計画について、あらかじめ示すものとする。（授業科目の種類、単位数、履修方法等）

第11条 授業科目の種類、単位数、履修方法及び研究指導については、別表第1から別表第2に定めるところによる。

(試験)

第12条 履修した授業科目については、試験を行い学業成績を考查する。

(学修の評価、成績評価基準及び単位の授与)

第13条 学修の評価は次の基準によりA、B、C、及びDに分け、A、B及びCを合格とする。

点 数	評 価	
100 ~ 80	A	<input type="text"/>
79 ~ 70	B	<input type="text"/> ————
69 ~ 60	C	<input type="text"/>
59以下	D	<input type="text"/> ————

合格

不合格

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第14条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の実施に関する必要事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

(修業年限及び最長在学年限)

第16条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 修士課程における在学年限は、4年を超えることができない。
- 3 学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(転入学及び再入学)

第19条 学長は、本大学院に他の大学院から転入学又は本大学院を正当な理由で退学し再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

第8章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない理由により、継続して3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学に関する必要事項は、別に定める。

(休学期間)

第21条 休学期間は、1年とする。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第16条第2項に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 前条の休学期間に休学の理由が消滅した場合には、学長が復学を許可することがある。

- 2 復学の時期は、学年の始めとする。
- 3 復学に関する必要事項は、別に定める。

(転学)

第23条 他の大学院に転学を志願しようとする者は、学長に願い出、学長の許可を受けなければならぬ。

- 2 転学に関する必要事項は、別に定める。

(留学)

第24条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第16条に定める修業年限に算入することができる。
- 3 留学に関する必要事項は、別に定める。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その理由を明記し、学長に願い出、学長の許可を受けなければならぬ。

- 2 退学に関する必要事項は、別に定める。

(除籍)

第26条 次号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第16条第2項に規定する在学年限を超えた者
 - (2) 第21条第2項に規定する休学の期間を超えた者
 - (3) 授業料の納付を怠った者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項第3号により除籍となった者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することがある。
- 3 復籍に関する必要事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第27条 学長は、本大学院において1又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本大学院正規課程の学生の学修に妨げがない限り、選考のうえ、科目等履修生として受入を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第28条 学長は、他の大学院の学生（外国の大学院等の学生を含む。）で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院正規課程の学生の学修に妨げがない限り、当該大学院と協議のうえ、特別科目等履修生として受入を許可することがある。

- 2 特別科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(研究生)

第29条 学長は、修士課程又は博士前期課程修了後、本大学院において特定分野の研究指導を受けようとする者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない限り、研究生として受入を許可することがある。

- 2 研究生に関する必要事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第30条 学長は、外国人で、本大学院において教育を受ける目的をもって、学業に係る特定の分野又は事項について研究すること、若しくは、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院正規課程の学生の学修に妨げがない限り、選考のうえ、外国人留学生として受入を許可することがある。

- 2 学長は、外国人で、本大学院において教育を受ける目的をもって入学を志願する者があるときは、選考のうえ、正規課程外国人留学生として入学を許可することがある。
- 3 外国人留学生に関する必要事項は、別に定める。

第10章 修了、学位授与及び資格の取得

(修士課程の修了要件)

第31条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、別表第1から別表第2に定める所定の授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院で行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項に定める修士論文の審査は、研究科委員会が修士課程の目的に応じ適當と認めた場合は、特定の課題についての研究成果（以下「特定課題研究」という。）の審査をもって代えることができる。ただし、特定課題研究に関する必要事項は、別に定める。

- 3 修了の認定に当たっては、その基準をあらかじめ示すものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第32条 学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

- 2 学位論文の審査について必要があるときは、他の大学院等の教員を審査員に加えることができる。
- 3 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ、学位論文を提出した者について口頭又は筆記によって行う。

(学位授与)

第33条 修士課程の修了要件を満たした者には、次のとおり修士の学位を授与する。

地域・文化学研究科 文化学専攻 修士（文化学）

第11章 学費等納付金

(学費等納付金)

第34条 本大学院の入学検定料、入学金及び授業料は、別表第3のとおりとする。

2 前項に規定する納付金の他、教育に必要な費用を徴収することがある。

3 学費等納付金に関する必要事項は、別に定める。

第12章 大学学則の準用

(大学学則の準用)

第35条 この大学院学則に定めのない事項については、大学学則の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以降入学生は、別表第1「法学研究科教育課程表」のとおりとする。